

2015 年度 「ハート相談センター」 活動報告書

1. **活動期間** 2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日
2. **活動目的** ハンセン病回復者の社会復帰・社会生活支援及び家族支援
3. **活動内容**
 - ① 当センターでの電話相談
 - ② 個別支援ソーシャルワーク
 - ③ 見守り支援
 - ④ 退所者の会・その他関連集会への参加・協力
 - ⑤ 啓発活動
4. **活動日**

電話相談 水・金 の午後 2:00～5:00
 個別支援 随時
 見守り支援 月 1 度の電話による安否確認
5. **担当者** 社会福祉専門職団体協議会に所属する専門ソーシャルワーカー 26 名
 利用者(回復者)の地域別個別支援、見守り支援ソーシャルワーカー
 宮城 1 名 東京 13 名 神奈川 2 名 静岡 1 名 愛知 1 名 広島 3 名 熊本 3 名
 沖縄 1 名 計 25 名

ハート相談センターは、社会福祉法人ふれあい福祉協会の相談事業として活動 3 年目となる。当センターの活動は、社会福祉専門職団体協議会及びふれあい福祉協会が共催する運営会議 月 1 度の定例会において、活動内容を報告し協議・検討し決定している。

2015 年度は、相談員 1 名が 9 月に辞職し、以降は 24 名体制で支援を行った。新規の相談者は 10 名であった。

6. 活動実績

① 当センターでの電話相談

当センターは定期開設の電話相談を窓口として、広く全国から相談を受ける体制にある。

② 個別支援ソーシャルワーク

個別支援は支援を希望、又は必要とする回復者に対し、随時面接・自宅訪問・役所・病院などへの同行訪問など、社会生活を継続するための支援を行う。対象者は首都圏在住の方が主であるが、地方からの相談で個別支援が必要な際は、その地域の活動に賛同し協力を得られるソーシャルワーカーに依頼し継続的支援を行っている。個別支援対象者は 57 名（新規 5 名）であった。2015 年度は、特定配偶者等支援金制度に伴う相続やフットケアに関する相談支援、終の棲家としての有料老人ホーム選定支援、相続問題、給与金の代行支援が増加した。

③ 見守り支援

見守り支援は、希望者に対し近況把握を目的に月 1 回程度電話で安否確認を行った。東京、宮城、静岡、沖縄で実施し、見守りを希望 20 名に対し、自宅から 129 回、相談センターから 116 回、述べ 245 回の見守り電話をかけた。

④ 相談件数

相談センター・個別支援での方法別相談件数(相談実数、総数前年比較含む)

| 年度 | 相談実数 | | 相談総数 | | 訪問 | 面接 | 電話 | 文書 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 2015 | 2014 | 2015 | 2014 | 2015 | 2015 | 2015 | 2015 |
| ① 相談センター | 25 | 24 | 73 | 80 | | 1 | 66 | 6 |
| ② 個別支援 | 45 | 42 | 922 | 720 | 169 | 197 | 552 | 173 |
| 合計 | *70 | *64 | 995 | 800 | 169 | 198 | 618 | 179 |

(*)相談センターで受けた相談が個別支援に移行した場合、実数はダブルカウントされる。

内容別相談件数 合計 993 件 (2014 年度 800 件)

| 相談内容 | 2015年 | 2014年 |
|--------------------------------------|-------|-------|
| (1) 医療・保健 (病院・医師の紹介、受診援助)・・ | 182 | 199件 |
| (2) 介護保険 (申請、認定調査立会い、ケアマネージャーの紹介など) | 17 | 25件 |
| (3) 身体障害者手帳 (申請、指定医の紹介、サービス) | 0 | 2件 |
| (4) 住宅・生活 (住宅・家賃、年金・社会保険、税金、冠婚葬祭・慣習) | 265 | 178件 |
| (5) 人権擁護 (成年後見法など) | 66 | 8件 |
| (6) 家族 (家族の病気・介護・遺言など) | 133 | 71件 |
| (7) 社会参加・文化活動 (会合参加・付き添いなど) | 169 | 148件 |
| (8) その他 | 37 | 89件 |
| (9) 見守り (相談センターからの電話) | 116件 | 81件 |

⑤ 退所者の会・その他関連集会への参加・協力

- 1) 各地域の退所者の会「あおばの会」(東日本)・「さくらの会」(東海地区)・「もみじの会」(広島)「ひまわりの会」(熊本)に計10回、相談員参加延べ数は37名であった。回復者との親睦、問題の共有、情報交換、出張相談などを目的に毎回参加している。あおばの会では、「特別配偶者給与金」「ボランティア北海道はまなすの里との交流会」など時々のテーマで話し合いの機会を持った。新人ハート相談員の研修プログラムとして13名の研修生があおばの会に参加し、学びの機会を持った。2015年度のハンセン病市民学会のパネリストとなった退所者発表内容について支援した。もみじの会とひまわりの会との情報交換への支援を行った。
- 2) 鹿児島県の離島の回復者支援のため相談員をコーディネートした。
- 3) 2015年5月9日、10日ハンセン病市民学会 in 東京・駿河の実行委員として「自治体分科会」を市民学会運営委員の担当者とともにプロデュースし、今後の地域支援の在り方について参加された方々と共に考える機会を持つことができた。
全体会での退所者発表者支援、自治体分科会の退所者発表者支援を行った。
また、2016年5月14日15日に開催されるハンセン市民学会 in 奄美・鹿児島に参加に際し、同行支援のためのコーディネートを行った。
- 4) 厚労省とのハンセン病問題対策協議会、慰霊祭などに参加、回復者と問題を共有し理解を深めた。
- 5) 昨年に引き続き、給付金の現況届のお知らせに、ハート相談センターの紹介文を同封した。その結果、新規のご相談が10件あった。ふれあい福祉協会において活動を始めたことで、相談者が少しずつ増えており、相談内容も高齢化に伴う内容が増加傾向にあるため、相談体制を見直しに必要な人材を確保するためハート相談員募集を行った。
- 6) 3月6日全国研修会を厚生労働省疾病対策課担当者に講師をお願いし、厚生労働省のハンセン病問題の取り組みの現状や配偶者特別給付金についての情報交換を行った。
また、グループ討議により支援方法について相談員同士の情報交換の機会とした。
- 7) 2015年10月31日(ハンセン病資料館及び全生園)、11月1日(都内会議室)においてハート相談員新人研修会を行った。1日目は退所者として生活経験があり、かつ最近再入所された方のお話を伺う機会を得た。高齢化に伴い、地域での一人暮らしの困難さや療養所入所における困難さについてのお話を伺った。2日目は、内藤弁護士と退所者によるお話及び意見交換を行った。その後、退所者の会、運営会議、電話相談見学の3つのプログラムを経て13名の方が相談員として正式に登録した。
- 8) 9月29日から10月1日まで「ボランティア北海道はまなすの里」とあおばの会の交流

会に際し、2名の相談員が同行支援を行った。

⑥ 啓発活動

昨年に引き続き神奈川県の人権フェスタにあおばの会の展示・発表に回復者の個別支援も兼ねて資料作成・県庁との打ち合わせに参加し、啓発担当相談員が協力した。12月6日の人権フェスタ当日には、退所者3名、相談員7名が参加した。

7. 今後の課題

今年も給与金に同封したハート相談センターのチラシを見て10人新規の相談があり、内5件が見守り及び個別支援の利用者となった。

10人の新規相談のうち6件が2015年10月から開始された特定配偶者等支援金制度についての相談であった。今後も適切な対応ができるよう努めていかなければならない。

地域で暮らす退所者は、50年ほど前に療養所に数年間入所し、以後地域で生活し続けていてもハンセン病患者であったことが周囲に知られては、家族に迷惑がかかるとの思いが強く押し掛かっている方も多い。

ハート相談センターでは、3年前から退所者の裏傷の問題や装具の問題が懸案となっていた。15年度になってようやく地域医療に結びつき訪問看護を利用する方も出てくるようになった。また、裏傷の悪化により発熱を伴う救急状態でありながら医療機関にハンセン病回復者であることが分かってしまうことを恐れ、受診拒否していた方の家族から電話による新規の相談を受けた。救急病院への入院、入院先でのカミングアウト、ハンセン病後遺症に理解ある医師への受診、介護保険の利用、訪問看護ステーションの導入、地域の診療所とハンセン病後遺症に理解ある医師との連携など、地域での平穏な生活を取り戻すための支援を行った。

支援の過程で一つ一つのサービスを利用することにご本人の同意を得るためには、繰り返しの説明、医療機関への事前の打ち合わせ、同行支援、移動の手伝いなど解決に結びつけるための様々な支援が必要であった。差別を受けた方の精神的な悩みは深く、簡単にサービスに結びつくことはない。地域には同じような苦しみを持ち、結局は療養所に入所する以外方法はないと決めてしまっている回復者が多く存在しているのではないだろうか？

元ハンセン病療養所医師で地域診療を行っている医師らを要として地域の医療機関との橋渡しをする役割がハート相談センターになお、一層求められている。

熊本地裁判決（2001年確定）損害賠償請求期限が2015年3月末日となり、家族訴訟が熊本地裁に提訴された。ハート相談員は、ハンセン病回復者が提訴を検討する中で、初めて家族の被害を聞く機会に遭遇し葛藤する気持ちを傾聴してきた。

家族訴訟に関しても今後は、ハンセン病回復者のお気持ちに沿って継続した支援が求められる。